

若年の要介護者の状況及び支援費制度の利用の状況について

(データ編)

1. 若年の要介護者（その可能性のある者を含む）の状況 . . . P 1

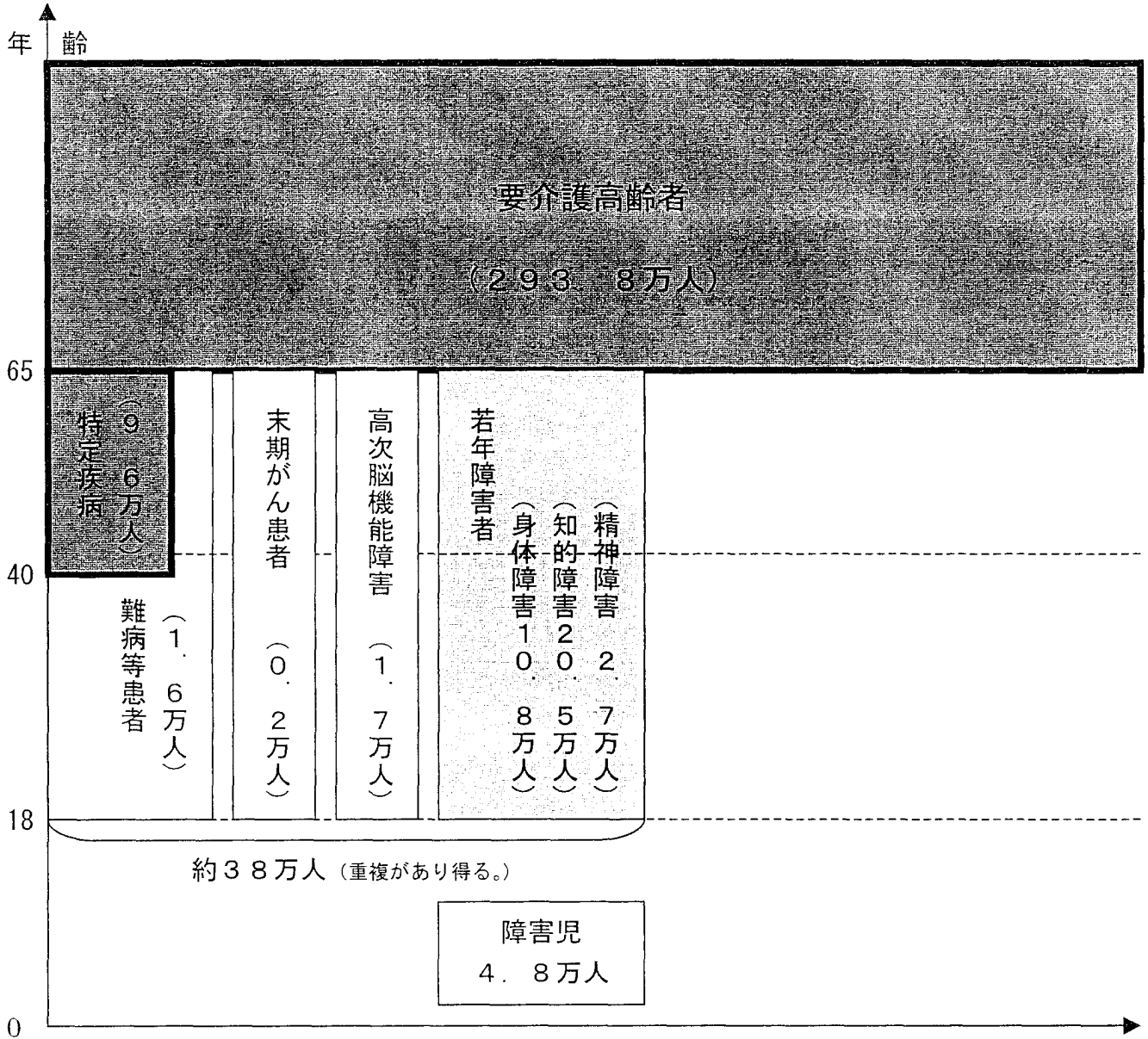
- 身体障害者 . . . P 2
- 知的障害者 . . . P 4
- 精神障害者 . . . P 5
- 障害児 . . . P 6
- 末期がん患者 . . . P 7
- 難病等の療養者 . . . P 7
- 高次脳機能障害者 . . . P 8

2. 障害者（身体障害者、知的障害者）支援費サービスの利用状況

. . . P 9

- 身体障害者 . . . P 10
- 知的障害者 . . . P 12

若年の要介護者（その可能性がある者を含む）の状況



(注) ■ は介護保険制度の対象、要介護高齢者・特定疾病は16年3月分。難病等患者は特定疾患患者療養生活実態調査報告書（7年度）等、末期がん患者は人口動態統計（14年度）、若年障害者は支援費制度・精神障害者福祉制度利用者数（15年度）。

上表のほか、小規模作業所利用者（約9万人）、精神科デイケア利用者等が考えられる。
 （若年障害者の数と重複あり得る。）

1. 身体障害者（18～64歳）

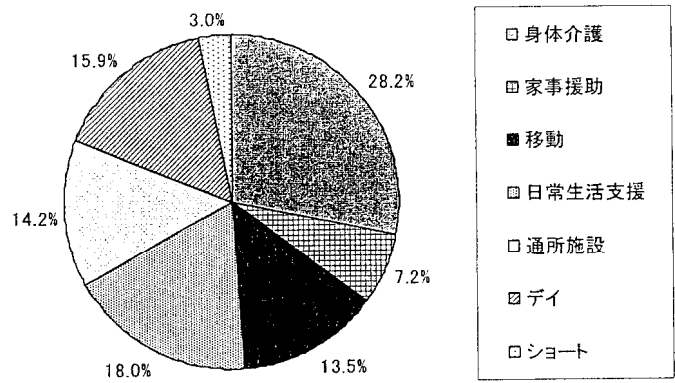
(1) 在宅

- ・在宅の支援費利用者数は、全国推計ベースで約7.1万人。
- ・障害種別ごとの割合は、肢体不自由76%、視覚障害16%、聴覚障害2%、内部障害6%。

(注) 全国111市町村からの報告（平成16年1月サービス分）

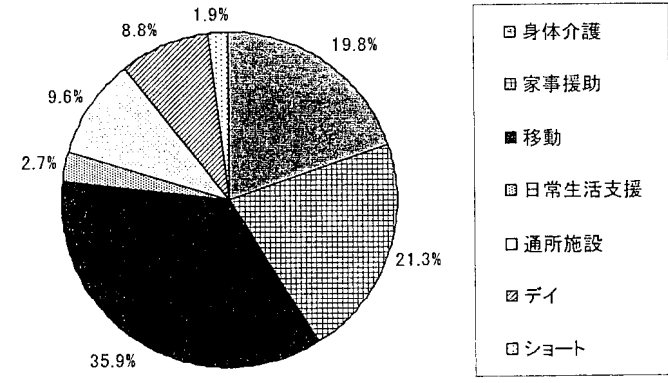
<支援費サービスの利用状況>

肢体(65歳未満)



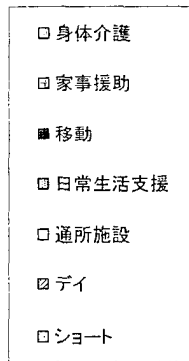
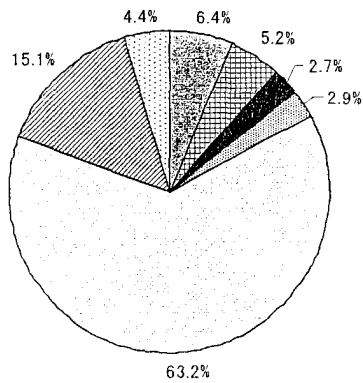
- ・肢体不自由者は、ホームヘルプ中心（全体の7割弱）の利用。
- ・ホームヘルプの中でも、長時間利用の多い日常生活支援が他の種別に比べて多い（全体の2割弱）。

視覚(65歳未満)



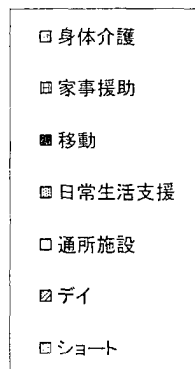
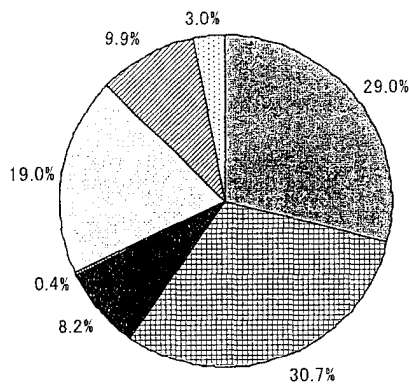
- ・視覚障害者は、ホームヘルプ中心（全体の8割弱）の利用。
- ・ホームヘルプの中でも、移動介護が他の種別に比べて多い（全体の3割強）。

聴覚(65歳未満)



・聴覚障害者は、通所施設やデイサービス中心（全体の8割弱）の利用。

内部(65歳未満)



・内部障害者は、ホームヘルプ中心（全体の7割弱）の利用。

(注) 身体障害者のホームヘルプサービスの種類

- ① 身体介護
- ② 家事援助
- ③ 移動介護（社会生活上必要な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の介護。）
- ④ 日常生活支援（日常生活全般に常時の支援を要する全身性障害者に対し身体介護、家事援助、見守り等を行う。）

(2) 入所施設

・身体障害者入所施設の利用者数は、全国ベースで約3.7万人。

<内訳>

- ・身体障害者療護施設 2.1万人
- ・身体障害者入所授産施設 1.1万人
- ・身体障害者更生施設 0.6万人

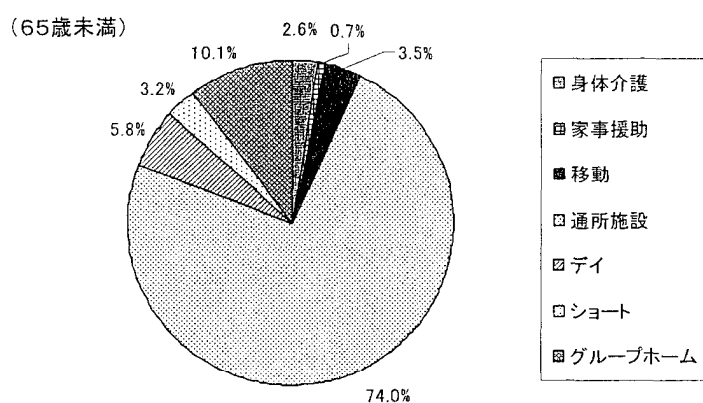
(注) 平成14年10月現在（社会福祉施設等調査）

2. 知的障害者（18～64歳）

（1）在宅

- ・在宅の支援費利用者数は、全国推計ベースで約10.4万人。
 - ・療育手帳A（重度）が61%、療育手帳B（軽度）が39%。
- （注）全国111市町村からの報告（平成16年1月サービス分）

<支援費サービスの利用状況>



・知的障害者は、通所施設・デイサービス中心（約8割）の利用。

（2）入所施設

- ・知的障害者入所施設の利用者は、全国ベースで約10.1万人。

<内訳>

- ・知的障害者入所更生施設 8.5万人
- ・知的障害者入所授産施設 1.4万人
- ・知的障害者通勤寮 0.3万人

（注）平成14年10月現在（社会福祉施設等調査）

3. 精神障害者（20～64歳）

（1）在宅

- ・精神保健福祉法に基づく在宅福祉サービスの利用者数は、約2.3万人。

<内訳>

- ・ホームヘルプ 1.0万人
- ・ショートステイ 0.03万人
- ・グループホーム 0.6万人
- ・精神障害者通所授産施設 0.5万人
- ・精神障害者小規模通所授産施設 0.2万人

（注1） ホームヘルプ、ショートステイ、グループホームは平成15年12月実績（20歳未満及び65歳以上の者も含む）

（注2） 通所授産施設等は平成14年10月現在（社会福祉施設等調査）

（注3） 上記のほか、精神科デイケア等の利用者は、3.7万人（平成14年6月実績）

（2）入所施設

- ・入所施設の利用者数は、約4.3千人。

<内訳>

- ・精神障害者生活訓練施設 3.8千人
- ・精神障害者入所授産施設 0.6千人

（注）平成14年10月現在（社会福祉施設等調査）

※身体・知的・精神の在宅福祉サービスとして、法定外の「小規模作業所」がある。

- ・地方公共団体の助成を運営費の中核とし、多様な利用者を受け入れている。1箇所あたり利用者数は平均15名程度。
- ・箇所数は、身体障害・知的障害の作業所が4229カ所、精神障害の作業所が1775カ所（平成14年度）。

4. 障害児（～17歳）

（1）在宅

- ・児童福祉法に基づく在宅福祉サービス等の利用者数は、約3.7万人。

（注）児童福祉法に基づく在宅福祉サービスは支援費制度、施設サービス（通園施設を含む）は措置制度で運営されている。

<主な内訳>

- ・ホームヘルプ 0.6万人
- ・デイサービス 1.2万人
- ・ショートステイ 0.7万人
- ・通園施設 1.2万人

（注）ホームヘルプ、デイサービス、ショートステイについては、平成16年度予算ベース。
通園施設については平成14年10月現在（社会福祉施設等調査）

（2）入所施設

- ・入所施設の利用者数は、約1.1万人。

<主な内訳>

- ・肢体不自由児施設 0.4万人
- ・知的障害児施設 0.6万人
- ・重症心身障害児施設 0.1万人

（注）平成14年10月現在（社会福祉施設等調査）。このほか、障害児施設に入所する18歳以上の障害者が約1.5万人と推計される。

5. 末期がん患者

(1) 患者数

- ・悪性新生物を原因として自宅で死亡する65歳未満の者は、年間約2000人と推計される。

(注) 平成14年度人口動態調査より推計

(2) 想定される介護サービス利用の例

- ・65歳以上では既に介護保険サービスを利用するケースがあり、これを踏まえると、65歳未満の末期がん患者においても、ベッドをはじめとする福祉用具のレンタル利用が見込まれる。
- ・訪問介護や訪問入浴のニーズも一定程度見込まれる。
- ・なお、末期がんの訪問看護については、医療保険制度の給付対象とされている。

6. 難病等の療養者

○ 要介護者数

- ・① 介護保険の特定疾病の者で40歳未満の要介護者、② 難病患者であるが介護保険の特定疾病でない者で65歳未満の在宅要介護者は、合計約1.6万人と推計される。

	新たに給付の対象となる若年要介護者数	推計方法
①特定疾病で40歳未満の者	(20歳以上40歳未満) 7千人	2号被保険者の要介護認定者数(H16)、患者調査(H14)等により推計。
②難病患者であるが特定疾病でない者	(20歳以上65歳未満) 9千人	
} 1.6万人		特定疾患治療研究事業受給者数(H14)、特定疾患患者療養生活実態調査報告書(H7)等により推計。

○ 想定される介護サービスの利用例

- ・2号被保険者(特定疾病)の介護保険サービスの利用状況をみると、施設介護サービス利用者が13%、居宅介護サービス利用者が87%となっている。居宅介護サービスの中では、訪問介護、通所介護、通所リハビリテーション、福祉用具の利用が多くなっている。
- ・これらを踏まえると、特定疾病の40歳未満の在宅介護者等においても、訪問介護、通所介護等の利用が一定程度見込まれる。

7. 高次脳機能障害者

(1) 在宅の要介護者数

- ・在宅の65歳未満の高次脳機能障害者で、要介護状態にある者は、約1.7万人と推計される。

(注) 広島県高次脳機能障害実態調査、名古屋市総合リハビリテーションセンター調査等により推計

(2) 想定される介護サービス利用の例

- ・高次脳機能障害者は、記憶障害や注意障害など認知障害が生じているものであり、一般的には、訪問介護などの身体介護サービスよりも、相談などのメンタルな面での支援や就労訓練サービスが必要な場合が多いと考えられる。
- ・比較的要介護度が高い者については、通所リハビリテーション等の利用が考えられる。